

# 審 査 基 準

平成30年 3 月 1 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第78条第5項
処 分 の 概 要：道路使用許可証の再交付
原権者（委任先）：警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官）
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第12条（道路使用許可証の再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：3日
申 請 先：道路使用許可証の交付を受けた警察署の交通課
問 合 せ 先：道路使用許可証の交付を受けた警察署の交通課
備 考：